平成28年

第1回市議会定例会 議案第67号 函館市学校設置条例の一部改正について 函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例 函館市学校設置条例(昭和39年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ			
ı	函館市立宇賀の浦中学校	函館市大森町34番7号	を
	函館市立凌雲中学校	函館市千代台町22番19号	2
Г			.]
ı	函館市立宇賀の浦中学校	函館市大森町34番7号	に,
Γ			
'	函館市立光成中学校	函館市高盛町32番2号	≠ ,
	函館市立的場中学校	函館市的場町12番7号	2
Γ			
ı	函館市立巴中学校	函館市的場町12番7号	に

改める。

附則

この条例は, 函館市教育委員会規則で定める日から施行する。

(提案理由)

函館市立凌雲中学校,函館市立光成中学校および函館市立的場中学校 を統合し,函館市立巴中学校を設置するため